

令和6年度名張厚生協会事業計画

1. 社会福祉を取り巻く環境変化

新型コロナの感染症分類が5類に変更され、観光地には国内外の観光客がにぎわうなど社会全体に明るさが感じられるようになりました。34年ぶりに日経平均株価がバブル絶頂期の水準を超え、株価の上昇も続いています。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻以降エネルギーや食糧価格の上昇に関連した物価高騰、進めぬ賃金上昇により、市民生活においては経済の回復を実感できていない状況です。また、令和6年が明けてすぐ能登半島地震が発生し、被災地の復興をはじめとして先行きに関して不安が生じる事象も散見されます。

児童福祉の分野では、「こどもがまんなかの社会を実現する」ことを理念に掲げ、子ども家庭庁が昨年4月に発足しました。子どもをめぐる問題に対して迅速かつ包括的に取り組まれ、スピード感をもって環境が改善されることが期待されます。また、改正児童福祉法が令和6年4月から施行となり、子育て世帯に対する支援体制強化及び事業の拡大が図られます。

老人福祉においては、令和6年4月より介護報酬単価の改定が行われ、プラス2.04%相当の改定になる予定です。高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、介護制度の充実や介護の質の向上が求められるとともに、各施設は医療との連携、多職種連携やデータ活用により高齢者の自立支援・重度化防止、生産性の向上を通じた働きやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

社会福祉法人は適正な運営に努めることが求められ、福祉ニーズの増大や生産年齢人口の減少など環境の変化に対応し、質の高い福祉サービスの提供はもとより、①公益事業の実施など地域福祉の推進、②多機能化や法人間の連携の強化・合併などによる経営基盤の強化、③機械化やICTの活用などによる生産性の向上、④危機管理の充実などに取り組むことが求められています。

2. 名張厚生協会を取り巻く環境変化と課題

名張市の人口は、平成12年をピークに減少局面へと推移し、令和6年2月では75,178人となっています。年代別人口では65歳以上の高齢者人口は2025年（令和7年）までは増加し、以降は緩やかな減少傾向になると予測されますが、高齢化率は2023年（令和5年）の34.1%から2040年（令和22年）の39.6%へ上昇する見込みです。一方で生産年齢人口割合は、今後も低下する見込みで、出生数に関しては、2021年（令和3年）440人、2022年（令和4年）369人、2023年（令和5年）は373人と、ここ2年間においては400人を割りこむ状況となってきています。国内の出生数も8年連続で過去最少を記録するなど、名張市だけに限りませんが、少子化が想定より早く進んでいる現状です。

高齢の親と無職独身の50歳代の子どもが同居する生活困窮世帯「8050問題」や、介護と育児に直面する世帯「ダブルケア」、家族のケアをするために、家事や家族の世話などを日常的にすることも「ヤングケアラー」問題など、解決策を講じることが難しい複雑化、多様化、深刻化した福祉課題が生じています。

社会的養育の分野では、今後児童養護施設は入所児童の養育だけでなく、地域における子育て拠点としての役割を果たすことが期待され、支援内容の高度化と多機能化を図ることが求められています。また、児童の生活環境は、より家庭環境に近づける必要があります。令和7年4月までにグループケアを行う上での1単位を6名までに移行するよう定められています。更なる小規模化と地域分散を図るため、外だしユニット（分園）の開設準備を進める必要があります。生活環境の整備と併せ、児童の権利擁護と一人ひとりの最善の利益の追求、さらには地域貢献にたゆまず取り組んでいく必要があります。

令和6年4月に開園する幼保連携型認定こども園「名張きぼうのこども園」は、これまで公立施設が果たしてきた役割を継承発展し、質の高い幼児教育・保育に加え、民間施設ならではの柔軟な発想で新しいサービスを行い、いっそう進化させていく必要があります。少子化が顕著になる中、選ばれる施設であるためにも、利用する子ども、保護者が安心して過ごすことができ、信頼される施設運営をしていく必要があります。

高齢者福祉の分野では、後期高齢者人口の急激な増加、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、所得格差の拡大など高齢者の福祉ニーズは増大するとともに複雑・多様化するものと見込まれます。人材不足といった大きな課題に対して、外国人雇用や介護ロボットの積極導入といった労働環境の改善を行い、人材の確保及び定着を図ることが欠かせません。また、在宅から施設まで切れ目なく総合的かつ継続的に支援する体制や関係機関とのネットワークの構築、利用者の尊厳の確保を基本に据えた福祉・介護サービスの質の向上、さらには相談支援機能の充実など福祉施設の機能の強化と地域福祉活動の充実が求められています。

特別養護老人ホームは、財務の健全化を図る改革に取り組んだ結果、令和3年度以降黒字に転化しました。しかし物価高騰の影響などにより、施設の取組だけでは限界があることから、法人全体として給与制度の見直しなどに取り組む必要があります。同時に、重点取り組みを支援の質の向上にシフトし、ご利用者が「その人らしく生きる」ことをこれまで以上に積極的に支援することが求められています。

さらに、将来の在宅サービスの充実を展望しつつ居宅介護支援事業の拡充を図るとともに、みさと園の跡地利用の検討と併せて特別養護老人ホームをはじめとする高齢者福祉事業の将来構想を明らかにすることが求められています。

みさと園については、新施設の移転及び増築工事といった施設整備が完了し、契約入所利用も想定どおりの利用実績となっています。この間、ご入所者の満足度を高める各種のクラブ活動や移動スーパーの誘致といった新たな取り組みも行ってきています。しかし、急激に入所者率が上がることもなく、光熱費および物価の高騰に加え、整備に伴う減価償却費の増加といった必要経費の増嵩から、令和5年度においても厳しい財務運営が見込まれます。早い段階で満床に近い入所率を実現するとともに業務の改善、改革を進め、安定的な経営を実現することが喫緊の課題となっています。

これまでに引き続き、ご入所者の暮らしの質の向上、ご入所者参画型の施設運営の推進に取り組むとともに、百合が丘地区における住民組織や市立病院など関係団体とのネットワークづくりなど、円滑な事業運営と支援の質の向上、地域福祉の推進などに取り組んでいく必要があります。

3. 事業推進方針

令和6年度は、将来ビジョンを効果的に実現するため各施設の中期事業計画に基づき様々な取組を充実する年であり、重点取組をはじめとする事業を着実に推進します。

また、法人発足100周年を迎える2029年に向け、本年度は次なる100年への飛翔にむけた基盤づくりを推進します。①在宅サービスの充実など2029年の構想づくりとして、将来ビジョンの実現のシナリオと経営基盤の強化を進めます。②利用者の尊厳を支える支援として、利用者中心主義による「こころが動く」支援の向上を図ります。③地域福祉の推進として、個別の事業とともに包括的な地域支援への発展を目指し、相談機能の強化・多機能化を進めます。④職員満足度の向上を図るため、満足要因の拡大を図りつつ、自己実現による成長の実感、理想に近づく目標設定による取組を進めます。

将来の発展を図るための基盤となる施設整備や計画策定を進めつつ、厚生協会の原点に立ち戻り、法人の理念「われわれは人としての尊厳を守り、より人間らしく生きがいのある自立した生活を支援するとともに、地域社会に貢献します。」を改めて全職員が確認し、各施設事業の強化充実を図るため、次の重点取組に経営資源を集中し戦略的な事業展開を行います。

また、これまで施設を中心に進めてきた経営改革については限界に達していることから、適切な評価のもとに法人全体で給与の見直しをはじめ必要な改革を進め健全経営を実現します。

重点取組

1 こども園の開設と円滑な運営

名張きぼうのこども園の全職員が使命を自覚するとともに理念や運営方針を共有するなど将来にわたる原点を構築します。

事業初年度でもあり、児童の最善の利益の追求を念頭にこども園の円滑で安定的な運営に努めます。

保護者や地域住民との連携に努め、信頼の醸成を図ります。信頼され選ばれる施設となり、期待に応えられる施設運営に取り組みます。

2 養護学園の小規模化と地域分散

小規模化により家庭環境に近づけた養育支援、地域の中で共生していく施設となるべく地域分散を推進します。令和7年4月から、定員6名の外だしユニットが開始できるように施設整備に取り組みます。

小規模化のメリットを活かし、社会経験の乏しさを補うことができる養育環境を整え、個別の状況に合わせたきめ細かな支援を通して、自立していく力を育みます。

3 相談機能の強化・充実（地域支援機能の充実）

地域支援機能の充実を目指し特別養護老人ホーム コウセイ介護支援サービス、名張養護学園 児童家庭支援センター「あかり」、里親なんでも相談所「ほっこり」の相談機能の強化・充実を図ります。

必要な支援が継続的に、安定した関係の中で行えるよう在宅支援の充実を図り、ショートステイをはじめ様々な支援がワンストップで行える機関連携の強化に取り組みます。在宅支援を通じて地域福祉の向上につなげる、法人が果たす事業展開を構築していきます。

4 利用者の施設運営への参画、希望の実現

施設生活の中心はご利用者であり、ご利用者がその人らしく輝くことを支援の基礎に捉え、施設及びユニット運営に参画できるよう取り組みます。また、ご利用者が夢や希望をもって暮らせるよう、夢の実現を応援するとともに、潜在機能を活用して様々な役割を果たせるよう「心が動く」支援を進めます。

事業計画

1 自立を支援する質の高い福祉サービス

(1) 将来ビジョンの具体化

- ・名張厚生協会の理念を全職員に徹底するとともに、重点取組を明確化し、重点的かつ戦略的な事業展開を図ります。
- ・こども園開設後の事業運営について、運営実態を精査確認し適正な事業運営に努めます。事業の堅実な実施を行います。
- ・名張養護学園のユニット定員を令和7年度から6名にさげるため、1ユニット分の外だし施設の開設準備を行います。
- ・名張特別養護老人ホームにおける AI・福祉機器の活用、調理業務の効率化、コーセイ介護支援サービスの職員体制の充実を図り、健全経営と在宅福祉の充実に取り組みます。
- ・みさと園の入所者の QOL の向上を図るため、支援の質の向上や施設運営への入所者の参加を促進します。また、給食業務の見直しによる効率化や増築部分への契約入所事業などに取り組み、経営の健全化を推進します。
- ・相談支援業務の強化。充実を図り、在宅支援に積極的に取り組んでいきます。

(2) サービスの質の向上

①権利擁護の推進

- ・ご利用者が尊厳を持って暮らせるよう権利擁護推進指針に基づく自己評価、人権に関する職員研修、第三者委員との定期的な協議などを実施します。

②質の高い福祉サービスの提供

- ・ご利用者が質の高い暮らしができるよう、ご利用者中心の施設運営や支援、ご利用者の希望や状態に応じた個別支援、潜在機能の活用などの原則を踏まえ、支援内容、日課、行事などを総合的に見直し、支援の質の向上を図ります。
- ・ご利用者アンケートの実施、ご家族との話し合いの機会の拡充などを通してご利用者やご家族の声を反映したサービス提供や施設運営を行います。
- ・ご利用者の意思を尊重しつつ、ご利用者の個性や特性に応じた支援を総合的かつ継続的に進められるよう支援計画の質的向上、ケア記録の充実とその分析・活用、チームケアやケース検討の充実を図ります。

- ・ご利用者が生きがいのある充実した暮らしを実現できるよう、学びやスポーツ、文化活動に親しめるようにします。また、年齢にかかわらず ICT の活用ができるよう情報教育や環境の整備等必要な支援を進めます。
- ・各施設のサービス向上委員会等を中心に、各種サービスの向上に関するチェック項目に基づき自己評価や定期的な第三者評価を行いサービスの向上に取り組みます。また、基本的な業務を適切に実施できるよう業務手順書の作成を進め、効果的な支援が進められるようにします。

③危機管理

- ・危機管理マニュアルに基づき危機管理体制を整備し、危機の未然防止、危機発生時の適切な対応と拡大防止、危機の再発防止策の策定等を一元的に推進します。
- ・危機管理体制の点検と改善、大規模災害に対応するための事業継続計画（BCP）を用いた訓練、地域における福祉避難所としての機能の充実、停電時の電源として活用できる自動車など防災関連備品の整備充実を進め、防災体制を強化します。

2 地域福祉の推進

①地域福祉の推進

- ・各施設の地域住民に対する相談機能を充実するとともに、児童のショートステイ事業の利用促進、居宅介護支援サービス体制の充実、デイサービスなど高齢者の在宅支援機能の充実を図ります。
- ・地域に根ざした施設として、イベントの開催、住民への施設開放、地域やボランティアの皆様の法人運営に対する協力、貢献に対して表彰を行うなど、地域住民との交流を積極的に行います。
- ・地域における美化活動の実施、生活課題についての相談機能の充実や情報提供などを積極的に行います。また、公的支援の対象にならない高齢者や児童のショートステイの受入や入所児童への進学支援などの拡充に努めるとともに、公益事業推進計画に基づく事業に優先的に予算配分を行うなど、各施設の地域公益活動を促進します。
- ・地域づくり組織、市民団体、福祉施設、まちの保健室等との連携を強化し、ヤングケアラー、不登校児童への支援など新たな課題に協働して取り組みます。

②情報発信機能の強化

- ・厚生協会の将来像や特性・独自性などをイメージとして戦略的に発信するため、ロゴマーク、ホームページ、SNS、各種の新しいパンフレット等を積極的に活用し、情報発信機能の強化と法人運営の透明性の向上を図ります。

3 人材の育成と快適な職場づくり

①人材の確保、育成

- ・生産年齢人口が急激に減少するなかで優秀な人材を確保するため、専門学校や大学など実習生の受け入れやPR活動の充実、求人方法の多様化などを進めます。
- ・職員こそが最大の経営資源であるとの認識に立って、人材育成指針及び研修計画に基づいた、職場研修をはじめとする職員研修の充実、自己啓発支援制度の積極的な活用をします。キャリアアップの仕組みを明確化し、人材育成に積極的に取り組みます。

- ・ 職員の処遇改善と合わせて、各施設の業績と連動して賞与額を決定する仕組みを導入し、職員の施設経営への参画を促進するとともに収益の適正な分配を進めます。

②働きやすい職場づくり

- ・ 職員が仕事を通じて自己実現が図れるよう施設経営への職員参加を促進するとともに、目標管理及び人事考課の適正な運用を行うなど職員満足度の向上を図ります。
- ・ 障害者、高齢者等多様な人材の雇用を促進します。また職員の処遇改善に努めるとともに、職員の希望や特性に応じた柔軟な働き方ができるよう短期正規職員制度やフレックスタイム制度を積極的に活用します。
- ・ AI や ICT、介護用機械器具等の活用による効率的な業務運営や省力化を推進するとともに、有給休暇の取得促進による労働時間の短縮とワークライフバランスの確保、職員アンケートに基づく職場環境の改善、福利厚生の実施などを進め、誰もが働きやすい職場環境を創造します。

4 健全経営の確保：経営改革

①経営改革・業務改善の推進

- ・ 法人や各施設の理念と使命を全職員が理解し、これに基づき様々な判断や事業活動を行うという経営の基本を改めて実践できるよう理念の徹底、中期事業計画についての理解の促進に努めます。
- ・ 持続可能な法人経営と職員の適正な処遇を確保するため、若年層職員の給与改善とベテラン職員の給与抑制、業績連動型の賞与制度の導入等給与の見直しを行います。

②マネジメントの充実

- ・ 成果を最大化させるため、法人及び各施設の重点取組に経営資源を集中的に投入するなど、戦略的な事業展開を図ります。また、重点取組をはじめとする計画的な事業推進と進行管理、実施結果の評価と改善など PDCA のマネジメントサイクルを徹底します。

③財務・情報管理の充実

- ・ 予算編成方針の明示、ライン部門からの予算要求、予算査定など適切なプロセスによる予算編成、予算管理の強化など財務管理の適正化を図ります。また、健全な財務規律を確立するため、中期財務運営指針に即した財務管理を行います。
- ・ グループウェアの拡充、情報機器の適正な配置など ICT の活用により、情報発信機能の向上や業務の効率化と高度化を図るなど適正かつ効果的な情報管理を行います。
- ・ 文書実務のスキルの向上を図り、適切な文書の作成、活用、保存を行うとともに、各種様式の改善、各種文書のデータ化の推進、セキュリティー強化など文書及び情報管理の充実を図ります。

④公正かつ適正な運営

- ・ 社会的責任を果たすため公開、参加、説明責任を原則とする適正な法人運営に努めるとともに、評議員会や法人監査の充実によるチェック機能の強化などガバナンスの向上に努めます。
- ・ 全職員が高い倫理感を保持するよう職員規範を徹底するなど、様々な機会を通じて職員の意識の向上に努めます。関係法令の研鑽に努め、コンプライアンス（法令遵守）を徹底します。